

白井市民文化祭実行委員会補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

白井市民文化祭実行委員会補助金

2 補助金交付の目的

市民の文化芸術活動の成果発表の機会を提供するため。

3 補助対象

白井市民文化祭実行委員会

4 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

5 補助額（率）

200万円を限度とする。

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

平成26年4月1日

8 補助金の終期

平成35年3月31日

9 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費	内容
実行委員会が実施する白井市民文化祭開催事業	需用費	補助対象事業に必要な消耗品購入費、ポスター、プログラム・パンフレット、チラシの印刷製本費等
	役務費	クリーニング代、ピアノ調律等の手数料等
	委託費	会場設営、撤去、舞台監督、照明、音響技術者、新聞折込等の委託料
	使用料及び賃借料	会議施設使用料等
	通信運搬費	郵便料等
	その他	市長が必要と認めるもの

ただし、次の経費については、補助対象外経費とする。

- ①食糧費
- ②報酬、謝礼等
- ③その他市長が適当でないと認める経費